

歌志内市地域限定型一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、歌志内市が発注する工事の契約を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により入札に参加する者の事業所の所在地に関する要件を定めて行う一般競争入札の方法（以下「地域限定型一般競争入札」という。）によって実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 地域限定型一般競争入札に付する工事（以下「対象工事」という。）は、歌志内市が発注する予定価格が130万円以上の工事のうち、市長が当該工事の規模、性質等により地域限定型一般競争入札の適用が適当であると認めるものとする。

(入札の公告)

第3条 市長は、地域限定型一般競争入札を行うときは、歌志内市契約規則（昭和39年歌志内市規則第9号。以下「契約規則」という。）第4条の規定に基づき別記「入札告示標準例」を参考に公告するものとする。

2 前項によるほか、公告の写しは、歌志内市役所2階公示閲覧室及びインターネットホームページへの掲載の方法により行うものとする。

(入札参加資格)

第4条 地域限定型一般競争入札に参加する資格を有する者（以下「参加資格者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 契約規則第3条第3項に規定する資格を有する者の名簿に登載されている者のうち、発注工事と同種の工事種目に登載されている者であって、かつ、歌志内市建設工事入札等執行要綱（平成3年歌志内市要綱。以下「入札等執行要綱」という。）第2条に規定する市内に営業所又は事業所を有する業者であること。
- (2) 第3条第1項の規定による公告の日から入札執行日までの間に、入札等執行要綱第16条第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていない者（指名停止を受けていたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）であること。
- (3) 対象工事に対応する許可業種等にあつては、その許可業種等を受けて3年以上当該工事の業を営んでいる者であること。
- (4) 市長が対象工事とおおむね同規模と認める建設工事の元請として施工の実績があること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に該当する工事の場合にあつては、同項に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者であること。
- (6) 特定建設工事共同企業体及び経常建設工事共同企業体の場合にあつては、前各号のほか、別に定める要件を満たしていること。
- (7) その他工事発注に当たって必要と定める要件を満たしていること。

(入札の参加申請)

第5条 地域限定型一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、市

長が指定した期日までに、地域限定型一般競争入札参加申請書（別記第1号様式、以下「申請書」という。）を市長に提出し、その審査を受けなければならない。

- 2 前項の申請書の提出期限は、図面、仕様書等の閲覧を開始する日の翌日から起算して、おおむね5日とするものとする。

（入札の参加資格の審査及び通知）

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、申請書の内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、審査結果の通知に当たり、入札参加資格があると認めた者に対しては、地域限定型一般競争入札参加資格証明書（別記第2号様式、以下「資格証明書」という。）を交付するものとする。
- 3 市長は、審査結果の通知に当たり、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を併せて通知するものとする。

（入札の参加取消し）

第7条 前条の規定に基づく通知の後に、地域限定型一般競争入札の参加を認めた者（以下「入札参加資格者」という。）が第3条に掲げる要件に該当しない又は該当しなくなったと認めたとき及び申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、当該入札参加資格者の資格を取り消し、その旨を通知するものとする。

（設計図書等の閲覧等）

第8条 市長は、対象工事に係る設計図書等を、公告の日から入札の日の前日までの間、市長が指定する場所において閲覧に供するものとする。

- 2 設計図書等の複写に係る費用は、複写を必要とする者の負担とする。
- 3 設計図書に対する質問は、質疑書によるものとする。

（入札の執行）

第9条 入札執行者は入札執行の際、入札参加者から、資格証明書を提示させるものとする。

- 2 入札回数は、1回とする。
- 3 入札執行者は入札執行の際、入札参加者から、工事積算内訳書を提出させるものとする。
- 4 郵送又は電送による入札は、認めないものとする。

（入札の無効）

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1） 入札の公告に示した入札参加資格要件に該当しない者又は該当しなくなった者による入札
- （2） 申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになった者による入札
- （3） 市長が別に定める歌志内市建設工事競争入札心得及びその他入札に係る条件に違反した者による入札
- （4） 入札書の提出時に、積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入であるなど不備がある者による入札

(落札者の決定)

第11条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格で入札した者を落札者とし、落札決定をする。ただし、落札者が2者以上あるときは、くじ引きにより順位を決定するものとする。

2 落札者の入札が無効になった場合は、予定価格の制限の範囲内でその者の入札が無効とされた落札者の次に低い価格を入札した者を落札者とする。ただし、落札者をくじ引きにより決定したときは、次順位の者を落札者とする。

(入札結果等の公表)

第12条 入札結果等の公表については、歌志内市建設工事執行要領（以下「工事執行要領」という。）により公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、地域限定型一般競争入札に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。